

## 「近年のサイバー法改正」 ～ 著作権，不正アクセス，ウィルス，ストーカー ～

大阪大学大学院 准教授 田中規久雄

### はじめに

情報科は、「情報科学」分野においては不易な部分も多いが、「情報技術の活用」や「情報モラル」並びにその基盤となる「サイバー法」の分野は流動的な部分も多く、正に不易流行であると呼ぶに相応しい極めて現代的な教科である。

ところが教科書の改訂には時間がかかり、必ずしも教科書が現状を正しく反映しているとは限らず、対応のための教員の自己研修が強く望まれる。

そこで本稿では、近年のサイバー関連法の改正に焦点を絞り、情報科教育にとって重要だと思われる点について簡単に解説する。

### 1. 著作権法改正（平成24.6.27公布）<sup>1</sup>

#### 1-1 技術的保護手段の拡大（平成24.10.1施行）

##### (1) 従来

技術的保護手段（いわゆる「プロテクト」）を外してのコピー（リッピング）は、たとえ私的使用の範囲であっても違法とされてきた（30条1項2号）。

しかしこのプロテクトには、例えば映画DVDの映像信号に含まれるマクロビジョンといったコピーコントロールしか含まれず、同じく映画DVDのCSSや、ブルーレイのAACPS，デジタル放送にかけられているB-CAS，DTCPなどのアクセスコントロールはプロテクトに含まれていなかった<sup>2</sup>。

##### (2) 改正

そこでまず2条1項20号で暗号化（特定の変換）も技術的保護手段に含むと改正し、アクセスコントロールもプロテクトに含み、同時に30条1項2号でそれを回避しての複製に民事責任を課した。

##### (3) 注意

プロテクトのないCD，DVD，放送などは従来通り私的使用であれば可能であり、個人的にポータブルプレーヤーにコピーするなどは問題がない。

#### 1-2 違法ダウンロードの刑事罰化（平成24.10.1施行）

##### (1) 従来

既に平成22.1.1施行の改正により、著作権侵害であることを知りながらダウンロードすること（以下、DL）には民事責任が課されるとともに（30条1項3号）、ルーティング経路中や検索サイトのミラーやキャッシュ、情報提供準備のためコピーなどは認められることとなっていた（47条の5，6，9）。

##### (2) 改正

私的使用の目的であっても、有償著作物の場合には、著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信を受信して行うDLを、その事実を知らずに行った者には、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金、又はこれを併科（119条3項）となり、違法コピーのDLやwinny，shareなどでのP2Pでの交換は犯罪とされ、刑事罰が科されることとなった。

##### (3) 注意

[1] 有償著作物のみが対象。

[2] 違法コピーだと知っていること。（故意が必要。）

[3] ストリーミングの視聴は私的使用にあたる。（キャッシュファイルはDLにあたらない。）

[4] 自動公衆送信であること。（メールの添付ファイルで受け取ることはDLにあたらない。）

- [5] 動画、音楽が対象。(静止画像やテキストは含まれない。)
- [6] この規制がインターネット利用行為に対する不当な制限になってはいけない(附則9条)。

### 1-3 「写り込み」の合法化(平成25.1.1施行)

#### (1) 従来

私的使用を超えた写り込みの使用は法文上規定されず、判例上、元の著作物の複製といえないレベルでの写り込みは違法とはいえないとされていた(「雪月花事件」東京高裁平成14.2.18判決)。

#### (2) 改正

30条の2で写り込み(付随対象著作物)は、著作権者の利益を不当に害しない限り使用は合法とされた。例えば、ミッキーマウスのTシャツを着たまま、あるいはその銅像の前で写真を撮るなどである。

#### (3) 注意

元の著作物の品質を維持するレベルでの写り込みは違法となる可能性が高い。また、肖像権(プライバシー権)とは別の争点なので、他人の容姿を本人の承諾なしに本人が特定できるレベルで公開することは不法行為(民法709条)となる。

## 2. 不正アクセス禁止法改正(平成24.3.31公布, 同年5.1施行)<sup>3</sup>

### 2-1 従来規制の強化

#### (1) 不正アクセス行為の重罰化

3条の不正アクセス行為について、従来は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金であったものが、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金と重罰化された(11条)。

#### (2) 不正アクセス助長罪の強化

従来は、サービスの特定をした上でのID、パスワードの提供が処罰されたが、改正後はサービスを特定しなくとも処罰されることとなった(5条)。

また、提供相手に不正アクセスの意図があることを知っての提供は、下記の不正アクセス準備行為と同じく、1年以下の懲役又は50万円以下の罰

金と重罰化された(12条)。なお、知らなかった場合は従来通り30万円以下の罰金である(13条)。

### 2-2 不正アクセス準備罪の新設

#### (1) 不正取得保管罪

不正アクセス目的(目的犯)での他人のIDやパスワードの不正取得(4条)、不正保管(6条)も処罰されることとなった。

目的犯であるので、他人のIDやパスワードをメールで送りつけられたり、メモを拾って偶然知ってしまったりするの是对象外であることには注意。

#### (2) フィッシング罪

従来は単なるフィッシング行為それだけでは不処罰で、それを利用した実際の不正アクセスがあって初めて処罰されることとなっていたが、改正後は、フィッシングサイトの禁止(7条1項1号)、フィッシングメールの禁止(7条1項2号)を定めるなど、フィッシング罪を新設した。フィッシング行為に関しては、不正アクセス目的であるかどうかに関わらず処罰される点が特徴的である。

#### (3) 罰則

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金(12条)。

## 3. ウィルス罪の新設(刑法改正, 平成23.6.24公布, 同年7.14施行)<sup>4</sup>

### 3-1 経緯

コンピュータウィルス(不正指令電磁的記録)の取締りに関しては長い年月がかかった。わが国は平成13年にサイバー犯罪条約を採択署名したのだが、この条約の様々な条件の中にウィルス規制が含まれており、国内法にそれを規定することが我が国の課題となっていた。ところが、諸事情により平成23年ようやく刑法にこれが盛り込まれ、条約は我が国についても平成24.11.1発効となった。

#### 3-2 従来

以上のように、近年までウィルス罪というものがなかったために、我が国ではウィルスの摘発に

苦慮してきた。例えば、「原田ウィルス事件」（京都地裁平成20.5.16判決）では、名誉毀損，著作権侵害，「タコイカウイルス事件」（東京高裁平成24.3.26判決）では器物損壊で有罪とされた。（ちなみに、この2件の被告人は同一人物。）

### 3-3 刑法改正

平成23年の刑法改正（「情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律」，俗称「サイバー刑法」）で，第19章の2「不正指令電磁的記録に関する罪」が新設され，168条の2「不正指令電磁的記録作成，提供，供用，供用未遂」（3年以下の懲役又は50万円以下の罰金），168条の3「不正指令電磁的記録取得，保管」（2年以下の懲役又は30万円以下の罰金）について犯罪化され，一応の決着を見た。

### 3-4 注意

不正アクセス同様「目的犯」で，「人の電子計算機における実行の用に供する目的」がなければ，開発研究などの「正当な理由」と並び，ウィルスのついたメールをウィルスがあることを認識しつつ単に保存していた場合も処罰されない。なお供用（実行）犯は未遂も処罰されることに注意。

## 4. ストーカー規制法改正（平成25.7.3公布，同年10.3施行，メールストーキングに関しては同年7.23施行）<sup>5</sup>

従来の「つきまとい行為」の定義中，2条1項5号には電子メールによるものが明記されていなかった。しかし，平成24.11のいわゆる「逗子市デザイナー女性殺害事件」など，電子メールが大きく関与する事件が発生し，電話とファックスに加えメールが明記された。なお，ストーカー行為に対する罰則は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金で，親告罪である（13条）。

### おわりに

情報モラル，倫理を扱うことは難しい。

倫理とは，ソクラテスが言ったとされる「ただ

生きるのではなくよく生きる」ことである。高校生にそれを伝えていくことは至難の業であろう。

「法は最小限の道德である。（イェリネック，1851-1911）」という法諺があるように，所詮，法は「モラルの最小限」に過ぎない。情報モラルの教育においては，「違法でなければいい」といったレベルではなく，法を超えたモラル，倫理の形成が教育目標となるだろう。

それこそ法に引きつけていえば，情報社会における「国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと」（高等学校の目標）学校教育法51条1項1号）が必要となるのである。

とはいえ，「最小限の道德」である法制度の正しい理解もないモラル教育は一種の宗教ともなりかねない。実際，「モラルではこうだから法律もそうになっているはずだ」との思い込みを持つことは非常に危険である。例えば，IDやパスワードの貸し借りは，学校の規則には反するかもしれないが，不正アクセス禁止法違反ではない。それ故，これを法律違反だと教えると嘘になる。

その意味で，基本的な法制度理解に基づいてこそ，それを超える倫理教育ができるはずで，この点の十全な理解が必要不可欠なものと思われる。

### 付録

上記の様な法制度理解のために，本稿で取り上げた主要条文の抜粋を以下に掲げる。（以下，「」内は著者の注記，…は省略，下線は重要点を示す。）

#### (1) 著作権法

・2条1項20号「技術的保護手段」：電子的方法…により，…著作権…を侵害する行為の防止又は抑止…をする手段であって，著作物…の利用…に際し，…機器が特定の反応をする信号を著作物…とともに記録媒体に記録…送信する方式又は当該機器が特定の変換を必要とするよう著作物…記録媒体に記録…送信する方式

・30条1項2号「私的使用からの除外」：技術的保護手段の回避…により…その結果に障害が生じないようにした複製を，その事実を知りながら行う

・30条1項3号「私的使用からの除外」：著作権を侵害する自動公衆送信…を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を，その事実を知らずに行う

・119条3項「罰則」：第30条第1項に定める私的使用の目的をもつて，有償著作物等…の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信…を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を，自らその事実を知らずに行って著作権又は著作隣接権を侵害した者は，二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し，又はこれを併科する。

・30条の2「付随対象著作物の利用」：写真の撮影，録音又は録画…によって著作物を創作するに当たって，…対象とする事物又は音から分離することが困難であるため付随して対象となる事物又は音に係る他の著作物（当該写真等著作物における軽微な構成部分となるものに限る。…）は，当該創作に伴って複製又は翻案することができる。…著作権者の利益を不当に害することとなる場合は，この限りでない。

## (2) 不正アクセス禁止法

・4条「不正取得罪」：何人も，不正アクセス行為…の用に供する目的で，…他人の識別符号を取得してはならない。

・6条「不正保管罪」：何人も，不正アクセス行為の用に供する目的で，不正に取得された…他人の識別符号を保管してはならない。

・7条「フィッシング罪」：何人も，…アクセス管理者になりすまし，…次に掲げる行為をしてはならない。

- 1…利用者に対し当該識別符号を…入力することを求める旨の情報を，…自動公衆送信…を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く
- 2…利用者に対し当該識別符号を…入力することを求める旨の情報を，電子メール…により…に送信する

## (3) 刑法

・168条の2

- 1項「ウイルス作成提供罪」：正当な理由がない

のに，人の電子計算機における実行の用に供する目的で，次に掲げる電磁的記録その他の記録を作成し，又は提供した者は，三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

1…電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず，又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える

2項「ウイルス供用罪」：実行の用に供した者も，…同様とする。

3項「供用未遂罪」：前項の罪の未遂は，罰する。

・168条の3「ウイルス取得保管罪」：正当な理由がないのに，前条第一項の目的で，同項各号に掲げる電磁的記録…を取得し，又は保管した者は，二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

## (4) ストーカー規制法

・2条「定義」：「つきまとい等」とは，特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で，当該特定の者…に対し，次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

- 2 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ，又はその知り得る状態に置くこと。
- 3 面会，交際その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- 4 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 5 電話をかけて何も告げず，又は拒まれたにもかかわらず，連続して，電話をかけ，ファクシミリ装置を用いて送信し，若しくは電子メールを送信すること。（以下，略）

---

1 文化庁 「平成24年通常国会 著作権法改正について」  
2 経産省 「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」平成24.11.ii.54頁。

3 警察庁 「不正アクセス行為の禁止等に関する法律～平成24年改正～」

4 法務省 「いわゆるコンピュータ・ウイルスに関する罪について」

5 警察庁生活安全局長 「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の施行について（通達）」平成25.7.3